

「人権教育のための国連10年」に関する

国内行動計画の推進状況

平成15年（2003年）9月24日

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の推進状況

目次

・概観	1
・推進状況の概要	
1．推進本部の取組	1
（1）関係府省の連携	1
（2）研修等の充実	1
（3）政府の取組状況についての情報提供等	2
（4）都道府県の取組状況の調査	2
2．あらゆる場を通じた人権教育の推進	2
（1）学校教育における人権教育の推進	2
（2）社会教育における人権教育の推進	3
（3）企業その他一般社会における人権教育等の推進	3
（4）特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	4
3．重要課題への対応	9
（1）女性	9
（2）子ども	11
（3）高齢者	13
（4）障害者	14
（5）同和問題	16
（6）アイヌの人々	17
（7）外国人	17
（8）HIV感染者等	18
（9）刑を終えて出所した人	19
（10）その他	19
4．国際協力の推進	22
5．その他	22
（1）人権教育・啓発に関する基本計画について	22
（2）人権教育・啓発中央省庁連絡協議会について	23
（3）地方公共団体の取組状況について	23

・今後の展望	24
--------	----

・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の関連施策実施状況（平成14年度）

2．あらゆる場を通じた人権教育の推進	27
（1）学校教育における人権教育の推進	27
（2）社会教育における人権教育の推進	28
（3）企業その他一般社会における人権教育等の推進	30
（4）特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	33
3．重要課題への対応	45
（1）女性	45
（2）子ども	52
（3）高齢者	61
（4）障害者	64
（5）同和問題	68
（6）アイヌの人々	72
（7）外国人	74
（8）HIV感染者等	76
（9）刑を終えて出所した人	79
（10）その他	79
4．国際協力の推進	82

参考 「人権教育のための国連10年」に係る各都道府県の実施状況について

1．各都道府県の担当部局について	87
2．行政機構内の横断的組織の設置について	87
3．行動計画の策定状況について	87
4．その他	88
（別紙）各都道府県の担当部局	91

・概観

人権教育のための国連10年推進本部は、平成8年12月6日に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表し、さらに、同本部において中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめ、公表した。

政府においては、この国内行動計画に沿って関係府省において関連施策を推進している。平成10年度以降、本国内行動計画の推進状況について取りまとめを行っているが、このたび、平成14年度における実施状況を中心として、推進状況について取りまとめを行った。

平成9年7月に本国内行動計画を取りまとめた後から6年が経過したが、この間、本国内行動計画に基づき関係府省において所要の施策が着実に推進されてきているものと認識している。また、平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された。さらに、平成13年1月の中央省庁等改革によって、本推進本部も新しい体制で関係行政機関の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図っている。

我が国においては、これまでの施策の推進状況を踏まえ、今後とも、本国内行動計画に基づき、人権という普遍的文化を構築するため、更に一層の推進に努めていくことが重要であると認識しており、このような観点から、今回もこれまでの評価と今後の課題を推進状況の概要に併せて記述するとともに、今後の展望の章を設けている。

・推進状況の概要

1．推進本部の取組

（1）関係府省の連携

人権教育の推進を関係府省の緊密な連携・協力の下に、総合的かつ効果的に行うため、推進本部の副本部長府省を中心として関係省庁会議を適宜開催し、取組状況等について意見交換等を行うとともに、本国内行動計画関連施策について予算措置の状況を取りまとめた。

（2）研修等の充実

人権教育の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の充実が重要であり、それぞれの府省において関係職員に対する研修等の充実に努めている。これらの研修等のより効果的な実施を図っていくため、「人権教育にかかる研修等に関する関係省庁連絡会」において、研修等の効果的な実施に資するよう研修等の内容、教材等について情報交換等を行い、人権教育にかかる研修等の充実が図られるよ

う取り進めている。

(3) 政府の取組状況についての情報提供等

推進本部では、本国内行動計画を広く地方公共団体，関係団体等に配布するとともに，インターネット上でも国民がアクセスできるよう官邸のホームページに掲載するなど，その周知を図ってきている。

(4) 都道府県の取組状況の調査

人権教育の推進にあたっては，地方公共団体が果たす役割が大きいことに鑑み，各都道府県における「人権教育のための国連10年」に関する推進体制，行動計画の策定状況等について調査を行った。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

我が国社会においては，依然として様々な人権問題が存在しており，近年の国際化，ボーダーレス化が進展している状況下においては，各種の啓発と相まって人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化，個々人の権利意識の高揚，価値観の多様化等に伴い，従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから，新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。

さらに，平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され，平成14年3月には，同法7条に基づく計画である「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された。

このような現状に鑑み，関係府省において平成14年度に実施した人権教育の取組状況は以下のとおりとなっている。

(1) 学校教育における人権教育の推進

平成14年4月から全国の小・中学校で実施され，また，平成15年4月入学の1年生から，高等学校でも実施されることとなっている新学習指導要領において，総則に「人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かす」ことを掲げるなど，学校の教育活動全体を通じて人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとした。

さらに，学校，家庭，地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を推進するとともに，人権意識を培うため，教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究等を行い，指導方法の改善及び充実を図ったほか，平成12年度からは，人権擁護推進審議会答申を踏まえ，「人権教育に関する学習教材等の状況調査」を実施するなど，人権教育の充実を図った。

(評価と今後の課題)

学校，家庭，地域社会が相互に連携して，教育上の総合的な取組の推進を通じて基本的人権尊重の精神を高める方策や，幼児児童生徒の発達段階に即し，学習指導要領にのっとり，各教科等の特性に応じた効果的な人権

教育の指導方法の在り方等について、実践的な研究を実施した。今後も引き続き、モデル事業の推進等により、学校教育活動全体を通じて人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実が図られるよう努めることが必要である。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動などの人権に関する多様な学習機会の充実と、そのために重要な役割を果たす指導者の養成を図るなど、社会教育における人権教育の充実に努めた。

(評価と今後の課題)

日常生活の中で人権尊重を基本においた行動がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する観点から、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムを開発し、広く関係機関への成果の普及に努めた。引き続き多様な学習機会・内容の充実が図られるよう努めることが必要である。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会における人権教育等の推進については、人権尊重思想の更なる普及高揚を図る観点から様々な啓発活動を実施した。具体的には、全国各地において、テレビ、ラジオ放送、新聞紙及び週刊誌等のマスメディアを利用した啓発活動や講演会、座談会並びにシンポジウム等の開催、ポスターの掲出、啓発冊子の配布等を行うとともに、人権擁護委員等に対し、人権教育の指導者の育成を図るための研修を行うなど幅広い取組を実施した。また、企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行った。

さらに、これまで法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村等の多様な主体によってそれぞれ独自に実施されてきた人権啓発活動について、平成10年度から人権啓発活動を実施する主体相互間の連携・協力体制を強化するための「人権啓発活動ネットワーク」の整備を推進してきたが、平成12年9月までに、都道府県レベルのネットワークの構築が完了した。

また、平成11年7月の人権擁護推進審議会の答申において、都道府県単位で実施している人権啓発活動ネットワーク事業を、できるだけ速やかに市町村レベルにも拡充する必要があるとされたことから、その実施のため、平成12年度から市町村及び人権擁護委員協議会等を構成員とした「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置することとし、順次整備している。

(評価と今後の課題)

人権啓発活動ネットワーク協議会は、人権啓発活動を計画的かつ効果的

な事業として構成することができる有効な啓発手法であることから、今後はネットワークを全国的な規模で全ての地域において展開、推進していく。

このように、人権教育等については様々な態様で実施され一定の啓発効果をあげているが、一方では、その内容・手法が必ずしも十分に国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないことなどの課題がある。今後は、具体的な人権課題に即し、さらに国民に親しみやすく、わかりやすいテーマや表現を用いるなど様々な創意工夫を凝らしていくとともに、マスメディアの活用、人権教育等の各実施主体相互の有機的な連携・協力の強化等を積極的に推進していく。

厚生労働省においては、かねてより就職差別を未然に防止するための啓発、指導を行ってきたところである。しかしながら、採用選考の過程において、家族の職業など本人に責任のない事項等を尋ねるなど就職差別につながるおそれのある事象が依然として見受けられ、このため、今後とも、公正採用選考システムの確立を図るための企業に対する指導、啓発をより一層推進していく。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要があることから、特定の職業に従事する者に対する研修等の充実を図った。

検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する研修において、人権をめぐる諸問題等のテーマで講義を行った。特に、検察官については、その経験年数に応じ、憲法及び人権に関する諸条約における人権保障、女性、外国人及び児童の人権問題、同和問題等の各種人権課題等をテーマとする各種研修を実施した。

(評価と今後の課題)

基本的人権を尊重した検察活動を徹底するため、引き続き検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を実施し、また、日常の業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に努めたい。

矯正施設・更生保護関係職員等

ア 矯正研修所及び同支所(全国8か所)においては、矯正施設の被収容者の人権尊重を図る観点から、被収容者の権利保障・国際準則等に係る研修、人権啓発等に係る研修を実施している。

しかしながら、名古屋刑務所における一連の事件の経緯をみると、人権教育が必ずしも十分に効果をあげていなかったと考えられ、再発防止に向けて種々の検討を行っている。

まず、当該事件を受けて発足した「矯正局特別調査チーム」は、事件発生に至った周辺事情等を調査するなかで、各種研修・訓練についても状況把握と充実策の検討等を行った。

その後、行刑運営の全体的見直しのために設立された「行刑運営に関する調査検討委員会」及び民間の有識者からなる「行刑改革会議」において、検討課題の一つに職員の人権意識の改革方策を取り上げている。

また、人権教育充実等の検討において、法務省人権擁護局長から出された意見具申の内容を十分活用するよう努めている。

早急に講じた対応策として、平成15年1月以降、矯正施設の中間監督者に対し、外部の有識者の講義や適切な職務執行のための訓練等、人権意識を高めるための研修（処遇実務監督者研修）を行い、同研修の内容を各施設において伝達研修することにより全職員の意識喚起を図った。

（評価と今後の課題）

名古屋刑務所における事件の重大性にかんがみ新規に実施した処遇実務監督者研修については、平成15年度も引き続き行うこととし、矯正施設における人権問題について一層の意識向上に努めたい。さらに今後は、行刑改革会議の議論・提言を受けながら、研修内容や方法の再検討、研修対象の拡充等を図り、実効的な人権教育の推進に努めたい。

イ 保護観察対象者及びその家族等の関係人のプライバシーの保護や、仮出獄取消し等における手続の適正な執行において、人権への配慮を引き続き徹底し、もって保護観察対象者等の人権尊重を図る観点から、更生保護関係職員及び保護司に対する各種研修を実施した。特に個人情報については、流出することのないよう、今後とも取扱いを慎重にしていくこととしたい。

（評価と今後の課題）

人権については、保護観察等の処遇の場面で考慮されなければならないことの一つであり、今後も各種研修により、更生保護関係職員及び保護司の啓発に努めたい。

入国管理関係職員

外国人の人権に配慮した入国管理行政を遂行するため、引き続き各種職員研修の場を通じ人権関係諸条約等に関する研修を実施している。

また、平成14年度から、新たに人権教育・カウンセリング研修を実施し、人権に配慮した職務の遂行に必要な知識を習得させるなど、更なる意識の向上に努めている。

（評価と今後の課題）

研修の機会を増やし、また研修内容を充実させることにより、人種、宗教等による生活習慣や考え方の違いを理解し、公正かつ適切な処遇に

努める等，人権に対する意識の高揚が図られてきている。今後とも職員に対する人権教育を推進し，人権意識の高揚に努めたい。

教員・社会教育関係職員

校長・教頭・中堅教員等に対し，教職員等中央研修講座において，「人権尊重の教育」及び「児童の権利条約」というテーマの講義を実施したほか，人権教育セミナーにおいて，教員等に対し，人権教育実施上の課題等についての研修を行い，人権教育の一層の充実を図った。社会教育関係職員については，社会教育主事講習において人権に関する講義を実施した。また，都道府県教育委員会等においても，教員・社会教育関係職員に対する研修の中で，各地域の実状を踏まえ，広く人権意識の涵養が図られている。

（評価と今後の課題）

研修や講習の中で，人権に関する講義を実施することにより，人権に対する理解と意識の向上が図られた。今後も，引き続き人権教育の推進に努めていく。

医療関係者

医療関係者を育成する学校・養成所においては，患者本位の立場に立った人間性豊かな医療関係者の育成が求められていることに鑑み，様々な教育活動を通じて患者の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成の一層の充実を図った。

（評価と今後の課題）

医療関係者を育成する各学校に対し，今後とも患者の人権を十分に尊重するという意識・態度を育成するよう適切な対応を求めていく。

福祉関係職員

児童福祉事業に従事しようとする者に基礎的な理論及び技術を体得させる中で，人権についての教育を充実させたほか，介護福祉士等の養成において，人権意識の育成を充実させた。また，福祉事務所や児童相談所等の行政機関の職員，社会福祉施設従事者等については，業務に必要な知識及び技術を習得させるため実施する研修等において人権に関する内容を組み込み，人権意識の高揚を図ったほか，訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修について，人権の尊重などについて充実を図るようカリキュラムの改正を行っている。

さらに，各都道府県等において，全民生委員・児童委員を対象に，福祉施策，人権の尊重等に関する研修を実施した。

（評価と今後の課題）

福祉関係職員を養成する機関等に対し，今後とも人権を十分に尊重するという意識・態度を育成するよう適切な対応を求めていく。

海上保安官

海上保安大学校等の学生に対し、憲法等の講義において人権に関する知識を教授した。また、海上保安官に対しては、階層別研修において、行政法、海上警察権論等の講義により、海上保安業務に関連する行政や法と人権との関わりについて教授した。

(評価と今後の課題)

これまで海上保安大学校等や階層別研修における講義において人権尊重に関する教育を行ってきたところであり、今後とも人権に関連する講義等において、犯罪捜査、留置業務、警備業務、救難業務等における被疑者、被留置者、被害者、被救助者等の人権に配慮した適正な職務遂行を期するための教育の充実に努めたい。

労働行政関係職員

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対して、各職員の職位に応じてその節目ごとに行う研修において、人権教育を実施した。

(評価と今後の課題)

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員に対して、各職員の職位に応じてその節目ごとに行う研修において、今後とも、引き続き人権教育の充実に努めたい。

消防職員

消防大学校における人権教育については、本科においては昭和60年度から、上級幹部科においては平成4年度から、幹部研修科においては、平成7年度から実施している。また、本科、上級幹部科においては従前から、幹部研修科においては平成10年度から独立した科目として位置づけ、人権教育の継続的な実施に努めている。

講義内容については、人権擁護をめぐる国内外の諸問題を重点としている。

(評価と今後の課題)

受講生の多くは、消防機関において職務上監督の地位にある幹部職員であり、消防大学校における教育内容を踏まえ、当該幹部職員により指揮下の職員に対する教育、指導が行われている。

今後とも消防職員に対し、消防大学校における人権擁護の講義を通じて、引き続き人権教育の推進を図っていく。

警察職員

警察では、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(平成12年国家公安委員会規則第1号)において人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察におけ

る教育の最重点項目に掲げ、各級警察学校及び職場において、警察職員に対し、基本的人権に配慮した適正な職務執行ができるよう、必要な知識及び技能を習得させるための人権教育を推進した。また、留置担当官等に対し、被留置者の人権への配慮にも重点を置いた適正処遇等に関する教育訓練の推進を図るとともに、「被害者対策要綱」に基づき、警察庁及び各都道府県警察において被害者対策に関する各種教育を推進した。

（評価と今後の課題）

警察職員に対する人権教育については、これまで、新たに採用された警察職員や昇任した警察職員に対し、警察学校において、人権尊重に関する授業を行っているほか、被害者対策、犯罪捜査、留置業務、等に従事する者に対し、警察学校における専門教育や職場における研修会等により、被害者、被疑者、被留置者、女性、子ども等の人権に配慮した適正な職務執行を期するための教育を行ってきたところである。今後とも、警察職員に対し、各種教育訓練の機会を通じて、各種人権に配慮した適正な職務執行を期するための教育の充実に努めたい。

自衛官

防衛大学校や防衛医科大学校並びに陸上・海上・航空の各自衛隊幹部候補生学校等において、民主主義、基本的人権の尊重等の憲法の理念や戦時における文民の保護等に係るジュネーブ諸条約の内容について教育を行った。また、自衛隊の幹部学校をはじめとする各種学校等において、自衛隊法第52条に規定する「服務の本旨」に則り、人格の尊重等を基本とする精神教育を実施した。さらに、人権に関する研修会に職員を参加させ、人権に係る教育・啓発を実施した。

（評価と今後の課題）

今後とも自衛隊員に対して、各種の教育の機会を通じて、引き続き人権教育の推進を図っていく。

公務員

人事院では、全府省の職員を対象に実施している職位階層別研修等において、国家公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行えるよう、女性、高齢者、障害者、同和問題等の人権問題を幅広くカリキュラムに取り入れるとともに、特定のテーマについて実施する研修として障害者などの人権問題を取り上げた研修も行った。

地方公務員については、自治大学校の一般研修課程において人権教育の継続的な実施に努めるとともに、地方公共団体等においても人権に関する研修を実施している。

(評価と今後の課題)

人事院においては、各府省の職員を対象とした職位階層別研修等における人権教育の充実を引き続き図るとともに、各府省における人権研修の実施状況を把握し、その充実について一層指導及び助言をしていく。

地方公務員については、自治大学校における人権行政の講義や地方公共団体等における人権に関する研修を通じて、引き続き人権教育の推進を図っていく。

マスメディア関係者

従来よりマスメディアに従事する関係者に対して人権教育のための取組がなされている。

例えば、放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)は、メディアの自律機能の発揮のため、報道と人権の問題、特に犯罪報道や事故報道と人権の問題をどう調整すべきか等を議論するためのシンポジウム(テーマ:「言論の自由とメディアの責任」)を開催した。

(評価と今後の課題)

マスメディア関係者の人権尊重に関する理解の増進が更に図られるよう、マスメディア業界が自主的に取り組むことが期待される。

3. 重要課題への対応

「人権教育のための国連10年」国内行動計画において重要課題として掲げられた、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人々などの問題に対して、平成14年度において以下のように取り組んだところである。

(1) 女性

平成13年1月の中央省庁等改革により、男女共同参画会議、男女共同参画局が内閣府に新たに設置され、格段に充実・強化された男女共同参画社会形成の促進に関する体制の下で、男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画にのっとり、総合的・計画的に施策を推進した。

男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成・意識の浸透を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の決定(平成12年12月)に基づき、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施した。期間中には、「男女共同参画社会づくりにむけての全国会議」の開催をはじめとして、地方公共団体、女性団体、その他関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行った。

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、男女共同参画会議において女性の多様な能力を活かせるような分野における女性のチャレンジ支援策について検討を進め、各種取組を進めている。

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して行う取組として、各府省において、女性国家公務員の採用・登用について平成17年度末までの目標を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」の着実な実施を進めている。

さらに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する取組として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）が平成14年4月（一部については、平成13年10月）に完全施行された。また、毎年11月12日から25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しており、平成14年度には、同年度に作成した「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」の積極的活用により、女性に対する暴力に関する社会的認識を更に徹底すること等に重点を置いて実施した。また、女性に対する暴力の被害者への対応に当たる関係機関の連携に資するため、関係各機関の情報や関係法令等を収集し、インターネットのホームページ等を通じて、官民の関係者に提供している。

男女共同参画社会基本法に規定されている苦情処理の体制整備を図るため、全国の行政相談委員、人権擁護委員、都道府県の男女共同参画担当課等、男女共同参画に係る苦情処理対応者等に苦情処理Q & Aを配布し、男女共同参画社会づくりに向けての意識啓発を図った。

（評価と今後の課題）

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画週間などを通じ、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう気運の醸成を図っていくとともに、地方公共団体に対しては情報提供、研修機会の提供を行うなど、広報・啓発等について一層の強化を図る。

また、女性に対する暴力に関する施策推進に資するため、国内の実態や国外の研究に関する調査を行うなど、的確な取組を講じていくための各種施策の充実や、配偶者暴力防止法等既存の法制度の実施や一層の活用を行う。さらに、男女共同参画にかかる苦情の体制整備として、苦情処理対応者に対しての意識啓発及び意見聴取などを行う。

男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、企業における男女差別的取扱いを是正するとともに、女性労働者と事業主との間の男女差別的取扱いに関する個別紛争については、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停を積極的に実施することにより、その解決を援助し、そのほとんどが解決された。

しかしながら、採用、配置、昇進等において、男女労働者間に事実上の格差が生じていることから、実質的な男女均等取扱いの実現を目指し、格差解消のための企業の積極的取組を促進していく。特に、経営者団体との連携の下に開催している女性の活躍推進協議会においてとりまとめた「ポジティブ・アクションのための提言」の全国的な普及を中心に、47都道府県労働局において設置した女性の活躍推進協議会によって経営者や経営

者団体と一緒にその普及を図っていく。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については、大企業では防止対策が講じられているものの、中小企業等では取組にまだ遅れがみられる。また、相談窓口の設置はされているが十分機能していない、実際にセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない等の現状がみられる。このため、均等法の一層の周知徹底を図るとともに、実効あるセクシュアルハラスメント防止対策を徹底していく。

また、これまで、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ってきた。引き続き、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実に努めることとする。

さらに、平成12年11月には、ストーカー行為等の規制等に関する法律が施行されたことに伴い、警察では同法の適切な運用に努めている。また、配偶者暴力防止法が施行されたことに伴い、関係機関と連携し、同法の適切な運用に努めている。

(2) 子ども

第54回人権週間において「子どもの人権を守ろう」を強調事項に掲げ、全国各地で様々な啓発活動を実施した。また、次代を担う青少年の健全な育成を図る観点から、平成14年7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や同年11月の「全国青少年健全育成強調月間」における集中的な広報啓発活動など、青少年の健全育成及び非行防止活動を総合的に推進した。

学校教育等においては、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、人権教育に関する調査研究等人権に関する学習活動を総合的に推進した。また、学校におけるカウンセリング等の機能の充実のため、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の活用、効果等に関する実践的な調査研究を行った。また、いじめの問題をはじめ、自分の生き方や家族・友人関係などで悩みを抱えている子どもたちが、夜間、休日にかかわらず、いつでも気軽に24時間、電話などにより相談できる体制を整備した。さらに、児童生徒の社会性や豊かな個性を育むとともに、問題行動に適切に対応するため、平成13年7月、学校教育法等を改正し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等の充実や出席停止制度の改善を図った。

体験活動については、小・中学校において平成14年度から実施されている新学習指導要領においても充実が図られたところである。また、文部科学省では、学校教育における体験活動の充実を図るため、平成14年度からモデル事業を実施し、他校のモデルとなる先駆的な取組を協議会の開催や事例集の作成を通じて普及させ、小・中・高等学校等における体験活動の円滑な展開を図っている。

小・中学校の出席停止制度については、各学校においてその適切な運用が図られるよう、各種会議等において、教育委員会を通じて指導したところである。また、問題行動を起こす個々の児童生徒に対応するため、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりに関する調査研究を平成14年度から実施している。

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての児童の健全な心身の成長、自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行った。

主な取組としては、発生予防として、子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供や1歳6か月児・3歳児健康診査における心理相談の充実や集団指導の実施、早期発見・早期対応として、児童福祉司の増員等児童相談所の体制強化や児童家庭支援センターの拡充を図るとともに、児童委員の虐待防止研修会の開催、保護、支援、アフターケアとして、児童養護施設等における児童、保護者等への指導体制を充実するために心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員を配置などである。

さらには、虐待やいじめ等の問題に早期に対応するため市町村虐待防止ネットワークの拡大、「子どもの虹情報研修センター」における関係機関の専門的援助者の養成などを行うとともに、こうした取組を広く国民に周知するため、広報誌、ポスター等様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を行った。

また、児童虐待防止法の一層の充実に向け、児童虐待に関する医療、保健、福祉、法律などの専門的見地から制度全般にわたり解決すべき課題の検討・整理を行っている。

犯罪等の被害に遭った少年に対しては、都道府県における少年相談窓口の整備充実や、カウンセリング等による継続的支援活動を実施した。なお、平成11年5月、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が成立し、同年11月に施行されたことに伴い、同法による積極的な取締り及び指導の保護等を推進した。

平成13年12月17日から20日にかけて、UNICEF、国際NGOであるECPAT国際ナショナル及び児童の権利条約NGOグループとの共催により、横浜にて「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催した。本件会議最終日には、児童買春、児童ポルノ及び性的搾取目的の児童のトラフィッキング（人身取引）の根絶に向けた国際社会の取組の促進を呼びかける「横浜グローバルコミットメント2001」が採択された。

平成15年2月、日本政府は、第二回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のフォローアップ会合として、国際連合児童基金（UNICEF）との共催で、東京（国連大学）において「児童のトラフィッキング問題に

関する国際シンポジウム」を開催した。今次シンポジウムには、児童のトラフィッキング問題の解決に取り組んでいる東南アジア地域7カ国のNGO（非政府組織）代表12名及びUNICEF現地事務所職員が参加し、4つのセッション（「予防措置」、「被害者の保護・リハビリテーション」、「被害者の帰還及び社会への再統合」、「法的措置 - 訴追等」）において、本件問題の現状について報告を行うとともに活発な討議を行った。また、国内からも、国内NGO、学術関係者、外交団、国際機関等のべ188名が出席し、質疑応答、全体討論に参加した。その結果、児童のトラフィッキング問題の全体像が把握されるとともに、今後の活動の指針として、政府、NGO、国際機関などの間の幅広い協力の推進等の点につき共通の認識を得ることができた。

（評価と今後の課題）

「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置により、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談でき、問題行動等の予防や解消につながったなどの効果があった。これまでの成果を踏まえ、今後とも学校における教育相談体制の充実を図っていくことが必要である。

学校教育法等の改正を踏まえ、体験活動の充実や出席停止制度の適切な運用を図る。また、学校と関係機関との連携を深め、個々の児童生徒に着目したサポ - トチーム等の地域における支援システムの整備を目指す。

（3）高齢者

平成13年12月に閣議決定された新しい高齢社会対策大綱では、分野別の基本的施策の枠を越えて設定した横断的に取り組む課題において、高齢者の社会参加や世代間交流の活性化、高齢者の人権侵害の問題等について取り上げ、積極的な対応を行うものとされた。平成14年10月には、高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習の成果をいかした社会参加活動を支援する観点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムを石川県で開催したほか、10月を高年齢者雇用促進月間として定め、高齢者の雇用就業問題について事業主をはじめ広く国民全体の理解と協力を求めることを目的として啓発活動等を実施した。

また、平成13年10月に施行された雇用対策法に、労働者の募集・採用に当たっての年齢制限緩和の努力義務が盛り込まれたところであるが、さらに、平成15年1月に、募集・採用における求人年齢制限の緩和の徹底に向けて、現在13%程度である年齢不問求人の割合を、平成17年度に30%とする目標を設定した。

平成14年度百歳到達者に対し、内閣総理大臣より祝状等を贈呈するとともに、平成14年9月15日（老人の日）から7日間を「老人の日・老人週間」と定め、国民一人一人が高齢者問題を身近なこととして理解するよう運動を行った。

(評価と今後の課題)

新しい高齢社会対策大綱に基づき、引き続き高齢社会対策を総合的に推進する中で、高齢社会の諸問題について一層の周知・啓発がなされた。今後とも、同大綱に沿って、高齢社会対策を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。

高齢者雇用促進月間では、高齢者の雇用問題等の取組について先進的かつ積極的な企業等及び高齢者が働きやすいよう職場改善等を行い、高齢者の継続雇用の促進を図っている企業に対して厚生労働大臣表彰を実施し、国民の高齢者雇用に関する意識の向上を図っている。これらの表彰は、各種媒体を通じて広報され、広く国民全体に周知されており、高齢者雇用に関する企業の意欲を高めることにつながっている。また、本月間中に積極的に高齢者向けの求人開拓及び集団面接会を実施しており、高齢者の雇用・就業問題の改善についても一定の効果을あげている。

求人年齢制限緩和については、経済団体やマスメディアへの働きかけ等を行い、事業主への周知と理解の徹底を図るとともに、目標達成に向けた取組として、求人開拓の際や安定所窓口での個別の企業に関する説明、指導を行っており、今後においても、総合的かつ計画的にこれらの取組を実施することとしている。

今後、我が国の高齢化がますます進展することに伴い、高齢者の雇用・就業対策がより重要になると考えられることから、高齢者雇用に関する啓発・広報活動の効果的・効率的な実施のための検討を進め、今後一層、国民の高齢者雇用に関する意識の向上を図っていく。

(4) 障害者

障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、中央省庁等改革を機に平成13年1月に、すべての国務大臣を構成員とする障害者施策推進本部を設置した。

平成14年度までの10年間の障害者施策の基本的方向を定めた「障害者対策に関する新長期計画」の期間が終期を迎えたことから、平成14年12月には平成15年度から10年間の障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」及び同計画の着実な実施を図るため前期5年間に実施する施策の達成目標等を記載した「重点施策実施5か年計画」を策定した。これらの中で、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するために啓発・広報を重要な事項として掲げた。

障害者の「完全参加と平等」を実現し、障害者自らの社会的自立と社会参加への意欲及び国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めることを目的として、障害者週間(平成14年12月3日～9日)中に「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念と位置付けた「障害者の日・記念の集い」を開催して障害者関係功労者及び心の輪を広げる体験作文・障害者の日のポスター入賞者の内閣総理大臣表彰や「障害のある人々を理解する

ためのポスター展」等様々な啓発活動を実施した。

また、この時期に合わせて年次報告書（障害者白書）を刊行した。

このほか、障害者の職業的自立を喚起し、障害者の雇用問題に関する国民の関心と理解を図るため、厚生労働省では障害者雇用促進月間を設定し、障害者雇用促進運動を積極的に展開した。期間中、全国障害者雇用促進大会の開催、ポスターや新聞等による啓発活動を行うことにより、国民とりわけ事業主に対して障害者雇用に関する理解を促した。さらに、障害者のための就職面接会等を、期間中は集中的に開催し、障害者の雇用促進に努めた。

障害者の職業能力の開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、事業主をはじめ広く国民に対し、障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として昭和47年から開催されている障害者技能競技大会については、平成14年度をもって第26回を迎えたところである。第25回までは首都圏で開催されていたが、平成14年度は初の地方都市（熊本県）開催となり、17職種18部門の職業技能競技職種に208名の選手が参加した。

平成13年度においては、障害者の解雇者数が過去最高となり、平成14年度においても、障害者の解雇者数は高水準で推移するなど、障害者を取りまく雇用情勢は非常に厳しいものとなっている。こうした中で、特に就職の困難な障害者については、引き続き公共職業安定所に障害者向けの求人開拓推進員を配置して、個別企業に対する障害者雇用の協力要請、各種助成制度の周知等を行いながら、障害者の雇用の場の確保を図ってきた。

平成11年8月には、障害者施策推進本部において、障害者であることを理由に資格取得等を制限している「障害者に係る欠格条項の見直し」についての方針を決定した。平成14年度末において、対象63制度のうち62制度について見直しが終了し、残る1制度についても見直し中である。

一方、学校教育の場においては、障害のある子どもに対する理解認識の推進のため、指導資料等の作成・配布や、地域や学校等の実情に応じた多様で継続的な交流教育を推進する事業を実施した。

（評価と今後の課題）

障害のある人の「完全参加と平等」及びノーマライゼーション（障害のある人も一般社会で等しく普通に生活できるようにするという考え方）の理念を社会に定着させるためには、社会を構成する人々が障害及び障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要である。

障害のある子どもに対する理解と認識を推進していく上で、分かりやすい資料の作成・配布が効果的であり、関係者の間で研修や実際の教育相談に広く活用されている。また、交流教育について、積極的な交流活動を通じて、障害のある子どもに対する理解と認識が深まったことが報告されている。

国内行動計画策定以降の啓発・広報活動の結果，国民の障害及び障害のある人への理解が深まった。

今後も「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」に基づき，「共生社会」の実現を目指して，障害のある人に対する国民一人一人の理解と認識を深めるための関係施策の推進，啓発・広報活動を推進していくことが必要である。

(5) 同和問題

「閣議決定（同和問題の早期解決に向けた今後の方策について：平成8年7月26日）」に基づき，同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については，人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとされた。そこで，従来，差別意識の解消に取り組んできた地域改善対策啓発活動事業においては，人権尊重思想の普及高揚事業に再構成し，様々な啓発活動を実施した。なお，地域改善対策特定事業については，平成14年3月の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）の失効に伴い全て終了したところである。

教育に関する事業においては，教育総合推進地域事業等として，学校，家庭及び地域社会が一体となった教育上の総合的な取組等を推進した。また，事業者や雇用主等に対しても雇用主に対する指導・啓発事業等において，指導や啓発活動等を実施した。さらに隣保館においても，地域社会全体の中で，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動の推進を図った。

また，「えせ同和行為」を排除するため，昭和62年6月には全省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」が設置され，「えせ同和行為対策大綱」，「えせ同和行為対策大綱の具体化方策」を定め，政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。また，地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には，平成14年4月現在で1,041の国の機関，地方自治体等が参加しており，随時，情報交換のための会議を開くなど，様々な取組を展開している。

（評価と今後の課題）

地対財特法の失効を受けて，今後の施策ニーズには，地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策を講じることとする。

教育に関する事業については，幅広い観点から実践的な取組を行い，人権教育の充実を図った。今後，人権擁護推進審議会答申を踏まえ，地域における多様な学習活動を推進するとともに，体験活動などを学校教育活動の中に取り入れるモデル的な取組について推進していく必要がある。

また，同和関係住民の就職の機会均等を確保することが同和問題解決の中心的課題であるとの観点から，雇用主に対し，人権に配慮した公正な採

用選考システムの確立が図られるよう、ポスター、カレンダー等の啓発資料の作成・配布，新聞広報等各種広報媒体を通じた啓発活動，公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催及び企業トップクラス研修の開催をし，雇用主に対する啓発，指導を行ってきたところである。今後とも，雇用主に対する啓発，指導を一層推進していく。

さらに，えせ同和行為については，依然としてその被害が発生していることから，積極的な啓発活動を行いつつ，関係機関との連携を図り，その排除に努めていく。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り，あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として，平成9年7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき，アイヌ文化の振興，アイヌの伝統に関する普及啓発を行う指定法人である「(財)アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う事業に対して助成等を行った。また，生活館において，アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動の推進のための事業を実施した。第54回人権週間において，「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を強調事項に掲げ，全国各地で様々な啓発活動を実施した。

(評価と今後の課題)

国土交通省，文部科学省，北海道，(財)アイヌ文化振興・研究推進機構及び(社)北海道ウタリ協会との間でアイヌ文化振興等施策推進会議を設置し，同財団の行う事業のフォローアップ等を通じて今後の施策の充実に向けた検討を行っている。

(7) 外国人

第54回人権週間において，「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項に掲げ，外国人に対する偏見・差別を除去するため，全国各地で様々な啓発活動を実施した。また，東京，大阪，名古屋，広島，福岡，高松の各法務局及び神戸，松山地方法務局に通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設し，外国人のための人権相談体制を充実させている。

外国人をめぐる人権問題に対する具体的な取組の一例としては，外国人であるという理由だけで役務の提供を拒否した事案について，法務省の人権擁護機関は，外国人への役務の提供を拒否している経営者等に対して個別の啓発を実施するとともに，人種差別撤廃条約に関するパンフレットを街頭で配布する等の地域啓発を実施した。

また，平成14年9月の日朝首脳会談において，北朝鮮側が拉致事件の事実を正式に認めたこと等から，在日韓国・朝鮮人児童・生徒らに対する嫌がらせ，脅迫，暴行等が相次いで発生したため，人権擁護機関では在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路等においてパンフレット・

チラシ等の配布，ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに，これらの活動を通じて，在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し，嫌がらせ等を受けたときには，法務省の人権擁護機関に相談するよう呼びかけを行った。

さらに，朝鮮学校に通う児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為の実情を把握するため，平成15年3月5日に東京朝鮮中高級学校を訪問した。

（評価と今後の課題）

上記のように，外国人に対する偏見・差別をなくすため，人権啓発・相談体制を充実させてきた。日本における外国人の割合が大きくなるにつれて，外国人同士や，日本人と外国人間の人権を巡る問題はより複雑になっているため，今後とも，国民の全てが真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう，創意工夫を凝らした施策を積極的に推進していく。

（8）HIV感染者等

エイズに関する正しい知識の普及のため，小・中・高校生を対象としたポスターコンクールを実施し，優秀作品をもとにしたエイズ予防ポスターの作成，「世界エイズデー」キャンペーン事業，保健所における青少年へのエイズ教育の実施等様々な啓発活動を実施した。また，学校教育においては，エイズ教育指導の充実のため，小学生用ポスター及び中・高校生用エイズ教育教材を作成し，配布するとともに，独立行政法人教員研修センターにおいて，エイズ教育担当者に対する研修会を実施した。

また，平成11年10月告示の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」においても，本国内行動計画の趣旨を踏まえた人権啓発事業と連携していくことを目標として掲げている。

ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けては，ハンセン病療養所と地域住民との社会交流事業及び啓発普及推進のためのシンポジウムの実施，全中学生向けパンフレット，一般向けパンフレット，ポスター等を作成して配布した。

（評価と今後の課題）

文部科学省においては，エイズ教育教材等作成事業を平成4年度から開始しており，その間，新たに，小学生用，中学生用教材の作成・配布，情報ネットワーク事業の実施，指導者用ビデオの作成・配布等の施策を展開してきた。今後は，エイズ教育を含めた感染症対策のより一層の充実を図っていくことが必要である。

厚生労働省においては，エイズに関する正しい知識の普及のためのエイズ予防ポスターの作成・配布，「世界エイズデー」キャンペーン事業の実施等，また，ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けたシンポジウムの開催，ハンセン病療養所入所者と地域住民との社会交流事業の実施等の施策を展開してきた。今後とも，普及啓発活動を推進することで，より一層エイズ及びハンセン病に関する正しい知識の普及を図っていく。

(9) 刑を終えて出所した人

犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支えるため、地域住民の理解と参加を得て、第52回“社会を明るくする運動”を実施する中で、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施した。

(評価と今後の課題)

第52回“社会を明るくする運動”は全国で活発な活動が展開され、その一環として、刑を終えて出所した人々に対する地域の人々の理解と協力を求める活動を行った。

しかし、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見はまだ課題として残っているため、今後も、“社会を明るくする運動”を一層推進し、その理解と協力を訴えていく。

(10) その他

犯罪被害者等

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害のみならず、刑事手続の過程や周囲の態度によっても、精神的被害等の二次的被害を受けている。警察ではこうした被害者の現状を改善するため、被害者対策に関する基本的事項を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定(平成8年2月)し、組織を挙げて、被害者に対する情報提供、相談・カウンセリング体制の整備等、被害者対策に係る各種施策の推進に努めている。

平成13年4月には、「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律(平成13年法律第30号)」が成立し、重傷病給付金の新設等、大幅に拡充された犯罪被害給付制度の施行(平成13年7月1日)に伴い、新制度に基づく給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用に努めた。また、同法では、警察本部長等による被害者等に対する援助の措置及び民間被害者援助団体の活動の促進に関する規定が新設されたが、国家公安委員会ではこれに基づき、平成14年1月、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示第5号)を定め、被害者対策の適切かつ有効な実施を図っている。

また、犯罪の被害者やその親族等の心情を真しに受け止めることは、刑事司法の責務であると考えられることから、その啓発活動の一環として、犯罪被害者保護のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国検察庁及び各都道府県警察等に置いて被害者等に配布するとともに、法務省ホームページにおいて「犯罪被害者の方々へ」のコーナーを、検察庁ホームページにおいて「犯罪にあわれた方へ」のコーナーをそれぞれ設け、犯罪被害者保護のための制度等について紹介している。

さらに「刑事手続の流れや被害者等通知制度等を紹介する広報ビデオ「被害者とともに」」を全国の検察庁に配布し、国民に対する説明に利用してい

る。

(評価と今後の課題)

これまでの取組により、被害者への支援を求める社会的気運が高まっており、一層の取組が期待されている。今後とも、「被害者対策要綱」に基づき、強力に被害者対策を推進していくとともに、警察が行っている被害者対策に関して積極的に広報し、国民の周知を図っていく。

また、被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、司法、行政、医療、報道機関等の被害者支援に関係する機関・団体等が相互に連携することが不可欠である。

警察では、こうした考えに基づき、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部局、市の相談機関等による「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設置しているが、一層きめ細かい支援を行うために、警察署又は地域レベルでの被害者支援地域ネットワークや民間被害者支援団体が全国各地に設置されるよう、関係機関・団体との連携強化に努めていく。

また、近年の、犯罪被害者等の保護の必要性の高まりを受けて、更に犯罪被害者保護のための施策等を充実させるとともに、引き続きその制度を広く国民に知らせる方策を講じることによって、犯罪被害者等の人権擁護の意識を浸透させることに努めたい。

インターネットによる人権侵害等

法務省の人権擁護機関は、これまでも、インターネット上での差別表現の流布等については、人権擁護上看過することのできない問題であることから、様々な機会を通じて人権尊重思想の啓発に努めており、第54回人権週間においては、「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」を強調事項に掲げ、インターネットを悪用した人権侵害を防ぐため、全国各地で様々な啓発活動を実施した。

また、日本国憲法の保障する表現の自由には十分配慮しつつ、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対して、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報の停止・排除を申し入れるなど業界の自主規制を促すことにより、個別的な対応を行っている。

学校教育においては、「情報活用能力」として、子どもたちにコンピューターやインターネットを的確に使う技能を習得させるとともに、適切な情報モラルを身に付けさせることとされており、新しい学習指導要領では、中・高等学校において情報に関する教科・内容を必修とし、その中で情報化が社会や生活に及ぼす影響や情報モラルの必要性について生徒に指導することとされている。平成14年度においても、新学習指導要領が着実に

実施されるよう、教員や教育委員会関係者に対し、その趣旨の徹底を図った。

(評価と今後の課題)

上記のように、インターネットを悪用した人権侵害を防ぐため、様々な啓発活動等を実施しているが、その匿名性等から、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載など、様々な問題が発生しており、今後も、個人の名誉等に関する正しい理解を深めるよう取り組み、積極的に啓発活動等を行っていく。

また、平成14年度から実施される新学習指導要領による教育の着実な推進に努める。

性的指向(異性愛,同性愛,両性愛)に関する人権

第54回人権週間において、「性的指向を理由とする差別をなくそう」を強調事項に掲げ、性的指向を理由とする偏見・差別を除去するため、全国各地で様々な啓発活動を実施した。

(評価と今後の課題)

上記のように、性的指向に関する偏見・差別をなくすため、様々な啓発活動を実施したが、性的指向に関する偏見・差別は、いまだ解消されていないため、今後も、人権週間を含め、積極的に啓発活動を行っていく。

ホームレスの人権等

平成14年7月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)が制定された。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会でのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかとするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としている。

そして、同法第14条に基づき、「ホームレスの実態に関する全国調査」が実施され、この結果を踏まえ、同法第8条に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定に向け検討に入った。

(評価と今後の課題)

上記基本方針を踏まえ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動の実施等、ホームレスの人権に関する人権擁護活動を推進していく。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

平成14年9月17日、小泉内閣総理大臣は平壤において、金正日国防

委員長との間で日朝首脳会談を行い、「日朝平壤宣言」に署名したが、会談の際、金委員長は日本人の拉致を認めて謝罪するとともに、関係者の処罰、再発防止措置、被害者帰国のための便宜を約束した。その後の折衝の結果、10月15日に拉致被害者5名の帰国が実現した。

11月には、政府は被害者・家族に対する日本での生活保障、年金給付、住居、雇用、教育等幅広い分野にわたる総合的支援策を決定し、12月には議員立法により、被害者・家族の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資すべく必要な施策を講じることを目的とした「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成14年法律第143号)が成立し、本年1月以降同法に基づき、滞在援助金の支給等の支援が実施されている。

また、外務省では、国際場裏においてもこの問題を取り上げ、国際世論を喚起してきている。例えば、強制的失踪作業部会、国連人権委員会や国連総会第三委員会の場で、繰り返し拉致問題解決の重要性につき訴えてきている。

(評価と今後の課題)

今後とも、帰国された5名の拉致被害者の家族の早期帰国、安否未確認の10名を含む方々に関する情報提供の要求について引き続き求めていくとともに、これと並行して拉致被害者・家族の支援に関する各種施策の実施や各種会議等を通して、拉致被害者の人権および被害者等の支援等に対する国民の理解を深めたい。

4. 国際協力の推進

平成14年度においては、第57回国連総会で、各国が人権教育の実施に関する責務を再確認することを求める「人権教育」決議案の共同提案国となり、同案は決議57/206として採択された。

また、国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」をはじめとする人権関係基金に対する拠出を通じて人権教育関連のプロジェクトに寄与するとともに、二国間でもカンボジア等に対する人権教育関連の協力を継続した。

(評価と今後の課題)

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画をいち早く策定した我が国としては、国際的に人権教育の重要性が認識され、人権尊重の態度と理解が涵養されるよう、今後とも、所要の国際協力を努めていく。

5. その他

(1) 人権教育・啓発に関する基本計画等について

平成12年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条に基づく、「人権教育・啓発に関する基本計画」が、平成14年3月15日の閣議決定により策定された。

この基本計画は、人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示している。その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等について、その進むべき方向性等を盛り込んでいる。

今後、政府が人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るにあたっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進する必要がある。

なお、同法第8条に基づき「平成13年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告」が、平成15年3月7日、閣議決定を経て国会に報告された。

(2) 人権教育・啓発中央省庁連絡協議会について

平成11年7月の人権擁護推進審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」において、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための一方策として、「国レベルにおいて、法務省、文部省及びその所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている府省庁等がそれぞれの教育・啓発の総合的な推進を図る連絡協議体制を整備することが肝要である。」との提言がなされた。

この提言を受けて、平成12年9月26日、人権にかかわる教育・啓発活動を行っている府省等が、その役割を相互に認識し、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとの観点から、それぞれの教育・啓発活動に関する情報を交換し、その密接な連携・協力を図るため、人権教育・啓発中央省庁連絡協議会が設置された。

平成14年度には幹事会が2度開催され、人権教育・啓発推進法に基づく人権教育・啓発に関する年次報告についての協議等が行われた。

今後は、人権教育・啓発に関する基本計画の趣旨を十分に踏まえ、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実など、その着実かつ効果的な実施を図ることになる。

(3) 地方公共団体の取組状況について

本国内行動計画の推進にあたっては、地方公共団体の果たす役割が大きいことから、地方公共団体において本国内行動計画の趣旨に沿った自主的な取組が展開されることを期待しているが、既に、平成10年7月の調査時点において、全都道府県で人権教育のための国連10年に係る担当部局

を置いている。

また、人権教育の国連10年に対応するための行政機構内の横断的組織（推進本部等）が、平成15年7月時点で40都道府県において設置され、平成10年7月と比較して、20都道府県で増加している。人権教育の国連10年に関する行動計画等を策定しているのは、平成15年7月時点で36都道府県であり、平成10年7月と比較すると、30都道府県で増加している。

このほか、市町村においても推進本部等の横断的組織を設置したり、行動計画を策定するなど積極的に取り組むところも増えており、全体として、地方公共団体における取組は順調に推移しているものと考えられる。

・今後の展望

我が国では、平成9年7月に本国内行動計画を取りまとめてから6年が経過した。この間、本国内行動計画に基づき関係府省において所要の施策が着実に推進されてきていると認識している。

また、平成11年7月の人権擁護推進審議会答申においては、所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている府省等が、それぞれの教育・啓発活動についての情報を交換し連携するための方策を協議し、人権教育・啓発の総合的な推進を図る連絡協議体制を整備することが肝要である旨の提言がなされた。その結果として平成12年9月に設置された人権教育・啓発中央省庁連絡協議会において、人権教育・啓発推進のための具体的諸方策に関して情報交換等が行われることにより、人権教育のための国連10年推進本部における関係府省の緊密な連携・協力と相まって、我が国における人権教育のより効果的な推進が図られることが期待される。

最後に、人権教育のための国連10年推進本部としては、平成13年1月の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、人権啓発を所掌する法務省をはじめ、関係行政機関が十分に協力しつつ、我が国における人権という普遍的文化の構築に向けて、人権教育・啓発に関する施策の一層の推進に努めていく。